1　登録番号　第24419号
2　登録年月日　平成27年8月27日
3　農林水産植物の種類
Alternanthera ficoidea (L.) P. Beauv.
4　登録品種の名称　オータムピンクK1号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
片山秀一
兵庫県丹波市氷上町三原445

1　登録番号　第24420号
2　登録年月日　平成27年8月27日
3　農林水産植物の種類
Alternanthera ficoidea (L.) P. Beauv.
4　登録品種の名称　オータムポンポンK1号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
片山秀一
兵庫県丹波市氷上町三原445

○農林水産省告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県総社市中尾字スゲンサコ一五五六の一、字猿神一六三七の一、一六三七の四から一六三七の一四まで、字広畑一七二三の一、一七二三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ五九二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町矢ノ川字矢田谷一一三一の一、一一三三、一一三四、一一三五の二、一一三五の三、一一四〇、一一四三、一一四六、一一四八、一一四九、一一五三から一一五六まで、一一六〇、一一六一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県雲南市木次町新市五一〇、五一一の一、五四五の一、五四六から五五三まで、五六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町新市五四五の一・五六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五一〇、五四八から五五〇まで、五五三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川下三〇九六の一、三〇九八の一、三〇九九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字八重字長薮四六六の一のイ、四六六の二、四六六の四、四六六の五、四六六の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ケ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字三ケ所字鳥屋ノ平一一三二一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ケ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）